

衛 生 ・ 環 境

14 - 1. 医 療 機 関

(1) 医 療 施 設 数

(各年度末)(単位:施設、床)

年 度	病 院 (1)		一 般 診 療 所 (2)				歯科診療所(2)	保健所
	施設数	病 床 数	施 設 数			病床数		
			総 数	有 床	無 床			
令和2年度	24	4,138	507	12	495	131	244	1
3	24	4,138	506	12	494	131	242	1
4	24	4,138	509	11	498	130	243	1
5	23	4,062	506	11	495	130	242	1
6	24	4,054	504	12	492	149	237	1

(1) 医師又は歯科医が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であり、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。

(2) 医師又は歯科医が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であり、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。

(2) 医 療 従 事 者 数

本表は、厚生労働省所管の「医療施設静態調査(指定統計第65号)」の結果を基とし、市内医療施設における従事者数をまとめたものである。

(令和5年10月1日)(単位:人)

種 別	総 数	医 師		歯 科 医 師		薬剤師	看護師 (1)	助産師	事務職員	医療技術 職 員	その 他 の 職 員
		常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤						
総 数	11,251.0	1,487.0	425.3	17.0	1.1	205.9	4,008.4	64.4	1,506.1	3,127.7	408.1
病 院	6,951.7	773.0	157.5	15.0	0.6	178.1	3,200.7	40.2	678.8	1,792.4	115.4
一般診療所	3,043.8	433.0	210.3	1.0	0.5	26.8	803.5	24.2	749.5	544.7	250.3
歯科診療所	1,255.5	281.0	57.5	1.0	-	1.0	4.2	-	77.8	790.6	42.4

(1) 准看護師を含む。

※3年に1回の調査

資料 保健局保健部保健企画課

14 - 2. 病 院 利 用 状 況

(単位:施設、床、人)

年 次	病院数 (1)	病床数 (1)	在院患者延べ数	在院患者 数(1)	新入院患者数	退院患者数	外来患者延べ数
令和2年度	24	4,138	1,266,008	3,113	59,075	59,252	1,355,675
3	24	4,138	1,216,775	3,059	55,783	55,832	1,377,734
4	24	4,138	1,216,645	3,014	55,622	55,667	1,415,119
5	23	4,062	1,239,813	3,066	62,728	62,111	1,374,318
6	24	4,057	1,252,675	3,043	62,335	62,358	1,347,645

(1) 年末現在である。

資料 保健局保健部保健企画課

14-3. 一般健康相談

(単位:人)

年 度	総 数	身体検査(1)	生活習慣病	そ の 他
令和2年度	1,108	-	1,016	92
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-
5	-	-	-	-
6	-	-	-	-

(1)平成29年度末で廃止。

資料 保健局健康増進担当部健康増進課

14-4. 感染症発生状況

(単位:人)

感染症区分・疾患名	患者発生届出数(1)		
	令和4年	5年	6年
1 類			
エボラ出血熱	-	-	-
クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-
痘そう	-	-	-
南米出血熱	-	-	-
ペスト	-	-	-
マールブルグ病	-	-	-
ラッサ熱	-	-	-
2 類			
急性灰白髄炎(ポリオ)	-	-	-
ジフテリア	-	-	-
重症急性呼吸器症候群(SARS)	-	-	-
中東呼吸器症候群(MERS)	-	-	-
鳥インフルエンザ(H5N1)	-	-	-
鳥インフルエンザ(H7N9)	-	-	-
3 類			
コレラ	-	-	-
細菌性赤痢	-	-	-
腸管出血性大腸菌	9	17	13
腸チフス	-	1	-
パラチフス	-	-	-
4 類			
E型肝炎 他 43疾患	3	5	12
5 類			
アメーバ赤痢 他23疾患(全数把握) (2)	74	93	91

(1) 無症状病原体保有者を含む。(2) 5類疾患のうち定点把握分28疾患は含まない。

資料 保健局保健所感染症対策担当

14-5. 結核及び食中毒

(単位:人)

年 次	結 核		食中毒(1)	
	新規患者	結核死亡者	患者	死者
令和2年度	78	8	-	-
3	69	6	-	-
4	66	5	3	-
5	65	6	6	-
6	55	10	86	-

(1) 食中毒発生原因施設が市内のものを集計したものである。

資料 保健局保健所感染症対策担当、生活衛生課

14-6. 感染症法による診査(結核)

(単位:件)

年次	総数	健康保険法		国民健康 保険法	高齢者の医療の 確保に関する法 律	生活保護法	自費その他	入院勧告
		本人	家族					
申 請 件 数								
令和2年度	262	52	15	32	121	41	1	119
3	270	43	13	48	131	32	3	140
4	224	38	7	37	100	42	-	105
5	136	17	1	17	80	21	-	78
6	152	26	2	19	77	28	-	92
合 格 件 数								
令和2年度	262	52	15	32	121	41	1	119
3	270	43	13	48	131	32	3	140
4	224	38	7	37	100	42	-	105
5	136	17	1	17	80	21	-	78
6	152	26	2	19	77	28	-	92
承 認 件 数								
令和2年度	262	52	15	32	121	41	1	119
3	270	43	13	48	131	32	3	140
4	224	38	7	37	100	42	-	105
5	136	17	1	17	80	21	-	78
6	152	26	2	19	77	28	-	92

資料 保健局保健所感染症対策担当

14-7. エイズに関する相談及び検査状況

(単位:件)

区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談	1055	1400	968	356	345	549	671	376
検査	444	509	458	169	219	285	306	342

(1) 平成27年度以降の相談件数には、抗体検査時の相談件数も計上

資料 保健局保健所感染症対策担当「保健行政の概要」

14-8. 人口自然動態

本表は、厚生労働省の「人口動態調査(指定統計第5号)」に基づき集計したものであり、対象は日本人のみである。

年次	出生 (人)	死亡 (人)	自然増加 (人)	乳児死亡 (再掲) (人)	死産 (人)	婚姻 (件)	離婚 (件)
令和元年	3,659	5,056	△1,397	10	78	2,903	889
2	3,668	5,165	△1,497	5	66	2,552	830
3	3,560	5,106	△1,546	4	67	2,534	841
4	3,315	5,883	△2,568	14	70	2,548	823
5	3,266	5,768	△2,502	15	59	2,374	770

資料 保健局保健部保健企画課

14 - 9. 死 因 別 死 亡 数

第14-8表の頭注を参照

(単位:人)

死 因 分 類 番 号 ・ 死 因		令 和 2 年	3 年	4 年	5 年
総 数		5,165	5,106	5,883	5,768
01100	腸管感染症	8	10	9	2
01200	結核	12	8	10	7
01300	敗血症	56	43	55	48
01400	ウイルス肝炎	9	13	17	4
01500	ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	1	-	2	1
01600	その他の感染症及び寄生虫症	31	21	20	36
02100	悪性新生物	1,545	1,434	1,456	1,509
02200	その他の新生物	47	41	53	33
03100	貧血	5	11	7	9
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	10	12	8	13
04100	糖尿病	50	49	68	58
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	40	42	41	58
05100	血管性及び詳細不明の認知症	79	75	112	97
05200	その他の精神及び行動の障害	6	9	7	5
06100	髄膜炎	-	1	5	-
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	13	9	8	8
06300	パーキンソン病	42	48	48	48
06400	アルツハイマー病	63	76	87	87
06500	その他の神経系の疾患	56	71	63	79
07000	眼及び付属器の疾患	-	-	-	-
08000	耳及び乳様突起の疾患	-	-	-	-
09100	高血圧性疾患	15	20	21	25
09200	心疾患(高血圧性を除く)	725	754	831	799
09300	脳血管疾患	392	379	404	402
09400	大動脈瘤及び解離	69	53	63	64
09500	その他の循環器系の疾患	27	28	38	30
10100	インフルエンザ	4	-	-	6
10200	肺炎	266	209	263	258
10300	急性気管支炎	-	1	-	-
10400	慢性閉塞性肺疾患	62	80	85	85
10500	喘息	9	5	5	6
10600	その他の呼吸器系の疾患	295	264	347	348
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11	8	11	6
11200	ヘルニア及び腸閉塞	16	20	40	33
11300	肝疾患	94	97	86	104
11400	その他の消化器系の疾患	99	91	135	122
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	11	10	10	15
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	44	25	42	41
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	23	14	23	26
14200	腎不全	102	112	128	94
14300	その他の尿路性器系の疾患	32	42	59	62
15000	妊娠、分娩及び産じょく	-	-	1	-
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	-	-	-	-
16200	出産外傷	-	-	-	-
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	1	3	1	2
16400	周産期に特異的な感染症	-	-	-	1
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	1	-	-	-
16600	その他の周産期に発生した病態	-	-	-	-
17100	神経系の先天奇形	-	-	-	-
17200	循環器系の先天奇形	2	1	1	4
17300	消化器系の先天奇形	-	-	1	-
17400	その他の先天奇形及び変形	1	1	3	5
17500	染色体異常、他に分類されないもの	2	2	-	3
18100	老衰	438	476	616	624
18200	乳幼児突然死症候群	-	-	-	1
18300	他の症状徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	77	65	118	144
20100	不慮の事故	146	128	139	119
20200	自殺	72	64	85	71
20300	他殺	1	2	-	1
20400	その他の外因	35	34	38	36
22200	新型コロナウイルス感染症	20	145	213	129

14-10. 年齢(5歳階級)、男女別死亡数

第14-8表の頭注を参照

(単位:人)

年齢(5歳階級)	令和元年	2年	3年	4年	5年
総数	5,056	5,165	5,106	5,883	5,768
0～4歳	13	6	5	5	14
5～9	1	3	2	-	-
10～14	1	2	4	1	-
15～19	2	4	2	4	7
20～24	3	10	9	8	8
25～29	5	14	9	4	8
30～34	13	9	7	18	14
35～39	15	16	17	18	20
40～44	36	25	25	27	25
45～49	63	65	53	63	46
50～54	73	82	112	88	95
55～59	100	108	104	94	114
60～64	173	157	138	173	147
65～69	334	282	281	257	234
70～74	481	517	548	594	503
75～79	711	691	636	707	700
80～84	926	890	894	1,046	1,103
85～89	971	1,061	1,058	1,489	1,190
90歳以上	1,135	1,223	1,202	1,287	1,540
不詳	-	-	-	-	-
男	2,716	2,735	2,689	3,089	2,967
0～4歳	9	2	1	2	5
5～9	1	3	1	-	-
10～14	-	1	1	-	-
15～19	1	3	2	2	5
20～24	2	4	5	7	6
25～29	5	7	8	3	5
30～34	12	9	6	13	9
35～39	12	11	11	12	11
40～44	21	17	16	15	17
45～49	42	38	31	43	30
50～54	49	53	79	61	62
55～59	74	82	68	58	78
60～64	116	111	97	116	115
65～69	235	200	199	182	156
70～74	331	359	368	415	360
75～79	464	458	405	450	438
80～84	525	494	519	643	637
85～89	461	521	505	707	568
90歳以上	356	362	367	360	465
不詳	-	-	-	-	-
女	2,340	2,430	2,417	2,794	2,801
0～4歳	4	4	4	3	9
5～9	-	-	1	-	-
10～14	1	1	3	1	-
15～19	1	1	-	2	2
20～24	1	6	4	1	2
25～29	-	7	1	1	3
30～34	1	-	1	5	5
35～39	3	5	6	6	9
40～44	15	8	9	12	8
45～49	21	28	22	20	16
50～54	24	29	33	27	33
55～59	26	26	36	36	36
60～64	57	46	41	57	32
65～69	99	82	82	75	78
70～74	150	158	180	179	143
75～79	247	232	231	257	262
80～84	401	396	375	403	466
85～89	510	540	553	782	622
90歳以上	779	861	835	927	1,075
不詳	-	-	-	-	-

14-11. 特定死因の死亡率(人口10万人当たり)

第14-8表の頭注を参照

(単位:%)

死 因	令 和 元 年	2 年	3 年	4 年	5 年
全結核	2.9	2.7	1.8	2.2	1.6
悪性新生物	330.7	342.4	319.2	326.0	338.9
心臓の疾患	154.2	160.7	167.8	186.1	179.4
脳血管疾患	80.6	86.9	84.4	90.5	90.3
肺炎及び気管支炎	73.8	59.0	46.5	58.9	57.9
肝疾患	24.4	20.8	21.6	49.5	23.4
腎不全	26.6	22.6	24.9	28.7	21.1
老衰	85.5	97.1	106.0	137.9	140.1
自動車事故及びその他の不慮の事故	21.5	32.4	28.5	31.1	26.7
自殺	13.1	16.0	14.2	19.0	15.9

資料 保健局保健部保健企画課

※(令和4年9月30日現在日本人口446,645人)

14-12. 死因別外因死亡数

第14-8表の頭注を参照

(単位:人)

死 因	令 和 元 年	2 年	3 年	4 年	5 年
総 数	184	254	228	262	227
不慮の事故及び有害作用	97	146	128	139	119
自動車事故	13	17	6	12	14
自動車以外の交通事故	-	-	-	-	-
転倒・転落	19	37	43	42	39
煙、火及び火災へのばく露	1	2	2	1	-
天災	-	-	-	-	24
不慮の溺死及び溺水	14	14	16	16	-
不慮の窒息	25	34	28	32	10
有害物質による不慮の中毒及び有害物質へのばく露	-	2	5	1	3
その他	25	40	28	35	29
自殺	59	72	64	85	71
他殺	1	1	2	-	1
その他の外因	27	35	34	38	36
法的介入及び戦争行為	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-

資料 保健局保健部保健企画課

14-13. 死因別乳児死亡数

第14-8表の頭注を参照

(単位:人)

死 因 分 類 番 号・死 因	令 和 2 年	3 年	4 年	5 年
総 数	5	4	4	11
01300 敗血症	-	-	-	-
01600 その他の感染症及び寄生虫症	1	-	-	-
02000 新生物	-	-	-	-
03200 その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	-	-	-	-
04200 その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	-	1	-	-
06500 その他の神経系の疾患	-	-	1	2
09206 不整脈及び伝導障害	-	-	1	-
09208 その他の心疾患	-	-	-	-
09500 その他の循環器系疾患	-	-	-	-
10200 肺炎	-	-	-	-
10600 その他の呼吸器系の疾患	-	-	-	-
11400 その他の消化器系の疾患	-	-	-	2
16200 出産外傷	-	-	-	-
16300 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	-	3	1	2
16400 周産期に特異的な感染症	-	-	-	1
16500 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	1	-	-	-
16600 その他の周産期に発生した病態	-	-	-	-
17200 循環器系の先天奇形	-	-	-	1
17202 その他の循環器系の先天奇形	-	-	-	1
17300 消化器系の先天奇形	-	-	-	-
17400 その他の先天奇形及び変形	1	-	-	2
17500 染色体異常、他に分類されないもの	1	-	-	-
18200 乳幼児突然死症候群	-	-	-	1
18300 その他の症状徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	1	-	1	-
20101 交通事故	-	-	-	-
20104 不慮の窒息	-	-	-	-
20400 その他の外因	-	-	-	-

資料 保健局保健部保健企画課

14-14. 生存期間別乳児死亡数

第14-8表の頭注を参照

(単位:人)

期 間	令 和 元 年	2 年	3 年	4 年	5 年
総 数	10	5	4	4	11
4 週 未 満	4	3	4	2	4
4 週 以 上 2 か 月 未 満	-	1	-	-	-
2 か 月	-	1	-	-	-
3 か 月	-	-	-	1	2
4 か 月	-	-	-	-	1
5 か 月	2	-	-	-	3
6 か 月	1	-	-	-	-
7 か 月	2	-	-	1	-
8 か 月	-	-	-	-	1
9 か 月	-	-	-	-	-
10 か 月	1	-	-	-	-
11 か 月	-	-	-	-	-

資料 保健局保健部保健企画課

14-15. 人工妊娠中絶数

第14-8表の頭注を参照

(単位:件)

年 次・時 期	総 数	20 歳 未 満	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45 歳 以 上	不 詳
令 和 元 年	409	42	118	63	78	79	27	2	-
2	367	22	91	78	63	67	45	1	-
3	267	24	52	57	59	52	22	1	-
4	295	26	65	69	59	50	24	2	-
5	267	23	71	57	51	44	19	2	-
満7週以前	146	10	28	39	30	26	12	1	-
満8~11週	113	11	41	18	19	17	6	1	-
満12~15週	4	1	2	-	-	1	-	-	-
満16~19週	3	1	-	-	1	-	1	-	-
満20~22週未満	1	-	-	-	1	-	-	-	-

資料 保健局保健部保健企画課

14-16. 出生時の体重別出生数

第14-8表の頭注を参照

(単位:人)

年 次・男 女	総 数	1499 g 以 下	1500~1999	2000~2499	2500 丁 度(再)	2500~2999	3000~3499	3500~3999	4000 g 以 上	不 詳
令 和 元 年	3,659	33	41	266	-	1,400	1,529	361	29	-
2	3,668	23	48	278	2	1,401	1,514	375	29	-
3	3,560	26	32	258	5	1,302	1,549	359	34	-
4	3,315	18	38	254	1	1,278	1,347	355	24	1
5	3,266	21	32	234	2	1,260	1,381	307	31	-
男	1,705	8	17	102	2	615	754	192	17	-
女	1,561	13	15	132	-	645	627	115	14	-

資料 保健局保健部保健企画課

14-17. 妊娠期間別死産胎数

第14-8表の頭注を参照

(単位:件)

年 次	総 数	8~11週	12~15	16~19	20~23	24~27	28~31	32~35	36~39	40~43	44 週 以 上
令 和 元	78	-	33	23	15	1	-	2	4	-	-
2	66	-	17	24	14	4	-	2	5	-	-
3	67	-	22	22	14	2	3	3	1	-	-
4	70	-	19	27	12	6	1	3	2	-	-
5	59	-	24	14	11	3	2	1	3	1	-

資料 保健局保健部保健企画課

14 - 18. 食品及び環境衛生施設

(1) 届出を要する食品営業施設

(各年度末)(単位:施設)

業 種	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	-	1,778	1,878	2,040	2,179
給食施設	-	213	224	244	261
魚介類販売業(包装魚介類)	-	17	16	19	21
食肉販売業(包装食肉)	-	18	20	22	25
乳類販売業	-	226	213	213	201
氷雪販売業	-	10	10	11	11
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	-	332	312	331	367
弁当販売業	-	3	4	6	9
野菜果物販売業	-	49	56	64	83
米穀類販売業	-	15	16	16	17
通信販売・訪問販売による販売業	-	3	4	5	7
コンビニエンスストア	-	201	204	202	204
百貨店、総合スーパー	-	115	121	121	120
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	-	117	128	142	144
その他の食料・飲料販売業	-	393	452	516	566
添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	7	7	7	7
いわゆる健康食品の製造・加工業	-	2	2	2	2
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	-	9	22	28	35
農産保存食料品製造・加工業	-	0	0	0	0
調味料製造・加工業	-	6	7	12	15
糖類製造・加工業	-	0	0	0	0
精穀・製粉業	-	2	2	2	2
製茶業	-	1	2	3	4
海藻製造・加工業	-	0	0	1	1
卵選別包装業	-	0	0	0	0
その他の食料品製造・加工業	-	12	19	30	31
行商	-	2	9	13	14
器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	-	13	13	14	15
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	0	0	0	0
その他	-	12	15	16	17

※食品衛生法の改正により営業届出制度が創設されたため、令和2年度以前の数値はなし

資料 保健局保健所生活衛生課

(2) 許可を要する食品営業施設

(各年度末)(単位:施設)

業種	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総数	7,971	6,017	6,493	6,475	6,568
飲食店営業	5,208	4,899	5,352	5,365	5,495
菓子製造業(パンを含む。)	498	451	445	414	384
乳処理業	1	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
乳製品製造業	3	3	3	3	4
集乳業	0	0	0	0	0
魚介類販売業	389	121	135	130	130
魚介類せり売営業	1	1	1	1	1
魚肉ねり製品製造業	5	4	3	2	2
食品の冷凍又は冷蔵業	68	52	44	38	35
かん詰又はびん詰食品製造業	7	7	5	3	2
喫茶店営業	548	109	73	54	36
あん類製造業	2	2	2	2	2
アイスクリーム類製造業	58	49	41	36	29
乳類販売業(※※)	627	-	-	-	-
食肉処理業	17	14	11	8	6
食肉販売業	402	158	171	174	175
食肉製品製造業	3	3	4	5	5
食用油脂製造業	5	3	4	4	4
みそ製造業	1	1	1	1	1
醤油製造業	5	5	4	4	3
ソース類製造業	14	11	9	6	6
酒類製造業	0	0	0	0	0
豆腐製造業	14	13	15	15	14
納豆製造業	0	0	0	0	0
めん類製造業	15	13	14	15	15
そうざい製造業	52	68	75	84	86
添加物製造業	13	9	12	11	11
清涼飲料水製造業	5	6	7	6	7
氷雪製造業	2	0	0	0	0
氷雪販売業(※※)	8	-	-	-	-
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業(※)	-	3	24	35	43
水産製品製造業(※)	-	1	3	6	5
液卵製造業(※)	-	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業(※)	-	1	3	3	3
複合型そうざい製造業(※)	-	0	0	0	0
冷凍食品製造業(※)	-	4	13	24	27
複合型冷凍食品製造業(※)	-	0	0	0	0
漬物製造業(※)	-	4	4	9	15
密封包装食品製造業(※)	-	1	7	8	9
食品の小分け業(※)	-	1	8	9	13

※食品衛生法の改正により新設された許可業種については、令和2年度以前の数値はなし

※※食品衛生法の改正により、営業届に移行された許可業種については、令和3年度以降の数値はなし

資料 保健局保健所生活衛生課

(3) 環境衛生関係営業施設

(各年度末)(単位:施設)

施設	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総数	3,554	3,532	3,481	3,480	3,503
公衆浴場	68	63	60	60	57
旅館・ホテル	39	39	38	36	36
興行場	11	11	11	12	13
理容所	357	355	355	351	347
美容所	887	895	907	925	963
クリーニング所	99	96	56	52	49
クリーニング取次所	336	332	331	330	327
浄化槽	578	573	552	551	540
専用水道	3	3	3	2	2
簡易専用水道	862	850	852	846	849
墓地・納骨堂	149	149	149	149	150
火葬場	1	1	1	1	1
化製場	1	1	1	1	1
動物の収容施設	18	20	20	20	21
プール	20	18	18	17	17
特定建築物	126	126	127	127	130

資料 保健局保健所生活衛生課

14 - 19. 浄化槽設置、監視指導等の状況

(単位:件)

項目	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
浄化槽設置基数	578	573	552	551	540
届出数	7	17	10	8	4
取下数	-	-	-	-	-
廃止数	24	22	31	9	15
監視件数	8	9	2	8	4
指導件数	-	-	-	-	-
衛生検査	-	-	-	-	-
苦情件数	-	-	-	-	-
受理	-	-	-	-	-
調査	-	-	-	-	-

資料 保健局保健所生活衛生課

14 - 20. 適用法規別し尿浄化槽届出数及び検査件数

(単位:件)

項目	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総数	8	9	2	8	4
建築基準法による届出数	4	2	1	6	1
建築基準法による検査件数	4	4	1	5	3
中間検査	-	-	-	-	-
竣工検査	4	4	1	5	3
浄化槽法による届出数	3	5	1	2	1
浄化槽法による検査件数	4	5	1	2	1
中間検査	-	-	-	-	-
竣工検査	4	5	1	2	1

資料 保健局保健所生活衛生課

14 - 21. 産 業 廃 棄 物

(1) 産業廃棄物処理業種別許可業者数

		(各年度末)(単位:事業所)				
業 種		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業 者 総 数		135 (14)	133 (14)	131 (14)	130 (14)	122 (14)
収集運搬		90 (9)	88 (9)	86 (9)	85 (9)	78 (9)
中間処分業		45 (5)	45 (5)	45 (5)	45 (5)	45 (5)
埋立処分業		-	-	-	-	-
海洋投棄処分業		-	-	-	-	-

()内は特別管理産業廃棄物処理業者数。

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可数

		(各年度末)(単位:件)				
施 設		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数		72	70	69	68	68
汚泥の脱水施設		3	3	3	4	4
汚泥の乾燥施設		3	3	2	2	2
汚泥の焼却施設		5	5	5	4	4
廃油の油水分離施設		9	9	9	9	9
廃油の焼却施設		6	6	6	6	6
廃酸・廃アルカリの中和施設		-	-	-	-	-
廃プラスチック類の破碎施設		13	12	12	11	11
廃プラスチック類の焼却施設		8	8	8	7	7
木くず又はがれき類の破碎施設		18	17	17	18	18
有害汚泥のコンクリート固型化施設		-	-	-	-	-
水銀を含む汚泥のばい焼施設		-	-	-	-	-
廃酸・廃アルカリ等に含まれるシアンの分解施設		3	3	3	3	3
廃PCB等の焼却施設		-	-	-	-	-
PCB処理物の分解施設		-	-	-	-	-
PCB汚染物の洗浄施設		-	-	-	-	-
最終処分施設(遮断型処分場)		-	-	-	-	-
最終処分施設(安定型処分場)		-	-	-	-	-
最終処分施設(管理型処分場)		1	1	1	1	1
その他の産業廃棄物の焼却施設		3	3	3	3	3

※平成30年度より未設置・施設許可を含む数とする。
資料 経済環境局環境部産業廃棄物対策担当

14-22. ごみ搬入・処理状況

(単位:t)

年度・月	搬入量						処理量			
	計	収集		事業所	その他	不燃物 分別収集、土砂 汚泥等	総量	第1工場	第2工場	不燃物 再生
		直営	委託							
令和2年度	135,230	23,187	52,701	46,443	1,928	10,971	136,555	22,231	109,557	4,767
3	132,427	15,041	58,874	46,362	1,799	10,351	132,483	14,020	113,867	4,596
4	129,029	14,306	56,892	46,382	1,887	9,562	133,804	31,810	97,484	4,511
5	120,597	13,524	55,144	40,582	1,750	9,597	119,562	21,947	93,333	4,282
6	116,822	13,173	53,483	39,314	1,719	9,133	121,355	18,312	98,763	4,281
4月	10,315	1,196	4,775	3,390	149	804	14,431	0	14,066	365
5	10,466	1,199	4,749	3,482	197	839	12,291	2,117	9,779	395
6	9,593	1,022	4,318	3,370	146	736	8,312	2,001	5,973	339
7	10,388	1,203	4,712	3,511	146	816	7,893	253	7,296	345
8	9,759	1,071	4,464	3,250	142	831	11,731	4,823	6,562	346
9	9,340	1,015	4,092	3,352	131	750	4,964	4,677	0	287
10	10,193	1,141	4,495	3,619	143	796	11,732	4,442	6,885	404
11	9,591	1,057	4,409	3,238	165	722	14,360	0	14,021	338
12	10,363	1,206	4,796	3,452	138	772	11,499	0	11,137	362
1	9,406	1,075	4,538	2,957	125	710	9,858	0	9,482	377
2	8,140	945	3,780	2,640	120	653	356	0	15	342
3	9,270	1,043	4,355	3,052	116	704	13,927	0	13,547	380

資料 経済環境局環境部クリーンセンター

14-23. し尿搬入・処理状況

(単位:kl)

年度・月	搬入量			処理量	
	総量	収集(委託)	浄化槽汚泥	総量	下水道処理
令和2年度	5,255	1,302	3,953	5,726	5,726
3	5,213	1,101	4,112	6,494	6,494
4	5,379	1,107	4,272	6,273	6,273
5	4,895	780	4,115	5,436	5,436
6	4,965	864	4,101	5,629	5,629
4月	373	79	294	514	514
5	374	67	307	495	495
6	420	69	351	389	389
7	455	72	383	460	460
8	236	49	187	436	436
9	354	56	298	450	450
10	362	66	297	417	417
11	455	70	385	442	442
12	476	82	394	479	479
1	466	80	386	448	448
2	484	87	397	472	472
3	511	89	422	627	627

資料 経済環境局環境部クリーンセンター

14-24. じんかい収集状況

一般家庭定期収集分

(各年度末)

世帯数・収集量	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収集世帯数総数	221,404	222,050	223,916	225,977	228,445
直営収集世帯数	53,137	53,292	53,740	54,234	38,512
委託収集世帯数	168,267	168,758	170,176	171,743	189,933
収集量総数(t)	84,811	82,258	79,226	76,644	74,448
可燃ごみ	75,888	73,915	71,198	68,668	66,656
不燃ごみ	-	-	-	-	-
資源ごみ	5,507	5,332	5,154	5,230	5,117
その他プラスチック	-	-	-	-	-
大型ごみ	1,750	1,624	1,647	1,555	1,572
小型ごみ	1,666	1,387	1,227	1,191	1,104
直営収集量総数(t)	27,496	18,314	17,473	16,626	16,263
可燃ごみ	23,187	15,041	14,306	13,524	13,173
不燃ごみ	-	-	-	-	-
資源ごみ	2,011	1,334	1,249	1,282	1,257
その他プラスチック	-	-	-	-	-
大型ごみ	1,750	1,624	1,647	1,555	1,572
小型ごみ	548	315	271	265	261
委託収集量総数(t)	57,315	63,944	61,753	60,018	58,186
可燃ごみ	52,701	58,874	56,892	55,144	53,483
不燃ごみ	-	-	-	-	-
資源ごみ	3,496	3,998	3,904	3,948	3,860
その他プラスチック	-	-	-	-	-
大型ごみ	-	-	-	-	-
小型ごみ	1,118	1,072	957	926	843

資料 経済環境局環境部業務課

14-25. 公害健康被害認定患者数

(各年度末、月末) (単位:人)

年度・月	総数	4歳以下	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65歳以上
令和2年度	1,515	-	-	-	-	-	145	454	294	33	589
3	1,470	-	-	-	-	-	131	433	311	38	557
4	1,393	-	-	-	-	-	76	379	380	53	505
5	1,342	-	-	-	-	-	58	343	408	60	473
6 4月	1,339	-	-	-	-	-	58	343	408	60	470
5	1,335	-	-	-	-	-	58	343	408	60	466
6	1,331	-	-	-	-	-	58	343	408	60	462
7	1,323	-	-	-	-	-	58	343	408	60	454
8	1,323	-	-	-	-	-	58	343	408	60	454
9	1,320	-	-	-	-	-	58	343	408	60	451
10	1,318	-	-	-	-	-	58	343	408	60	449
11	1,314	-	-	-	-	-	58	343	408	60	445
12	1,311	-	-	-	-	-	58	343	408	60	442
1	1,304	-	-	-	-	-	58	343	408	60	435
2	1,304	-	-	-	-	-	58	343	408	60	435
3	1,301	-	-	-	-	-	58	342	408	60	433

資料 保険局保健所疾病対策課

14 - 26. 地区別公害苦情件数

(単位:件)

年度・地区	総数	ばい煙	粉じん	有害物質	その他の 大気汚染	悪臭	水質汚濁	騒音	振動	空地
令和2年度	289	6	49	-	1	30	23	119	13	48
3	285 (10)	9	44	-	-	34	8	120 (9)	22 (1)	48
4	335 (5)	4	44	-	-	53	5	148 (3)	18 (2)	63
5	320 (4)	5	44	-	1	37	12	138 (2)	22 (2)	61
6	293 (6)	11	36	-	-	43	8	118 (4)	21 (2)	56
中央	68	4	10	-	-	9	1	22	8	14
小田	46 (1)	1	3	-	-	6	2	19 (1)	1	14
大庄	34 (1)	2	6	-	-	3	2	10 (1)	3	8
立花	46	1	5	-	-	8	1	22	4	5
武庫	46 (2)	2	7	-	-	4	2	25 (1)	2 (1)	4
園田	50 (2)	1	5	-	-	12	-	18 (1)	3 (1)	11
その他	3	-	-	-	-	1	-	2	-	-

() は自動車、航空機又は鉄軌道によるもの

※ 新幹線の安全対策についての苦情は除く。

資料 経済環境局環境部環境保全課、都市整備局都市計画部開発指導課

14 - 27. 公害苦情処理状況

(単位:件)

処理区分	総数	ばい煙	粉じん	有害物質	その他の 大気汚染	悪臭	水質汚濁	騒音	振動	空地
令和2年度										
苦情件数	289 (4)	6	49	-	1	30	23	119 (4)	13	48
対象数	263 (4)	3	38	-	1	29	22	111 (4)	11	48
指導回数	768	12	260	-	1	84	36	270	55	50
令和3年度										
苦情件数	285 (10)	9	44	-	-	34	8	120 (9)	22 (1)	48
対象数	262 (10)	8	42	-	-	28	7	109 (9)	20 (1)	48
指導回数	481 (5)	20	82	-	-	104	8	146 (4)	67 (1)	54
令和4年度										
苦情件数	336 (5)	4	44	-	-	53	5	148 (3)	18 (2)	64
対象数	320 (5)	4	39	-	-	43	5	149 (3)	17 (2)	63
指導回数	430 (3)	11	52	-	-	99	5	157 (2)	33 (1)	73
令和5年度										
苦情件数	320 (4)	5	44	-	1	37	12	138 (2)	22 (2)	61
対象数	272 (4)	5	34	-	1	35	12	107 (2)	17 (2)	61
指導回数	321 (4)	4	55	-	-	48	12	113 (2)	25 (2)	64
令和6年度										
苦情件数	293 (6)	11	36	-	-	43	8	118 (4)	21 (2)	56
対象数	266 (6)	9	34	-	-	34	8	107 (4)	18 (2)	56
指導回数	294 (6)	11	50	-	-	49	8	93 (4)	26 (2)	57

() は自動車及び航空機、鉄軌道公害。

※ 新幹線の安全対策についての苦情は除く。

資料 経済環境局環境部環境保全課、都市整備局都市計画部開発指導課

14-28. 大気汚染物質排出量

(単位:t)

種類	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
硫黄酸化物	18	15	14	13	10
窒素酸化物	445	444	434	424	385

※市内協定工場集計分。H29年度より月単位の硫黄酸化物、窒素酸化物の統計を取りやめている。

資料 経済環境局環境部環境保全課

14-29. 光化学スモッグ広報発令状況

(単位:回)

種類	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度												
					総量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
注意報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重大緊急警報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 経済環境局環境部環境保全課

14-30. 環境大気濃度測定結果(月平均値)

(1) 降下ばいじん量(デボジットゲージ法)

(単位:t/km²/月)

測定所	令和 3年度	4年度	5年度	6年度												
				平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部測定所	1.34	1.27	1.45	1.23	1.40	1.50	1.00	-	0.73	2.10	-	-	-	-	0.88	0.97
中部測定所	1.11	1.04	1.17	1.02	1.20	1.60	1.00	1.30	-	1.40	0.95	0.64	0.49	0.69	0.96	1.01
南部測定所	1.33	1.20	1.40	1.20	1.40	1.90	1.20	2.50	0.80	1.40	1.10	0.72	0.45	0.81	1.09	1.02

北部測定所について、7月及び10月から1月まで工事のため欠測。

中部測定所について、8月は試料不足のため不可。

(2) 浮遊粒子状物質

(単位:mg/立方メートル)

測定所	令和 3年度	4年度	5年度	6年度												
				平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部測定所	0.012	0.013	0.015	0.015	0.018	0.012	0.015	0.019	0.015	0.015	0.010	-	-	0.012	0.012	0.017
中部測定所	0.013	0.013	0.013	0.014	0.016	0.012	0.013	0.017	0.014	0.014	0.011	0.012	0.012	0.014	0.013	0.017
南部測定所	0.015	0.014	0.015	0.015	0.020	0.013	0.014	0.200	0.016	0.016	0.012	0.011	0.011	0.013	0.013	0.017

北部測定所について、11月から12月まで工事のため欠測。

資料 経済環境局環境部環境保全課環境監視センター

(3) 窒素酸化物

(単位:ppm)

測定所	令和3年度	4年度	5年度	6年度													
				平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一酸化窒素																	
北部測定所	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	-	-	0.001	0.001	0.001
中部測定所	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-
南部測定所	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.002	0.004	0.002	0.003	0.001	0.002	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
二酸化窒素																	
北部測定所	0.017	0.017	0.009	0.008	0.009	0.007	0.007	0.008	0.005	0.005	0.005	-	-	0.012	0.010	0.010	
中部測定所	0.013	0.013	0.012	0.010	0.012	0.009	0.009	0.009	0.007	-	-	-	-	-	-	-	
南部測定所	0.017	0.017	0.017	0.012	0.014	0.011	0.012	0.012	0.008	0.009	0.009	0.010	0.016	0.016	0.015	0.015	

北部測定所について、11月から12月まで工事のため欠測。

中部測定所について、9月から3月まで機器故障のため測定不能。有効測定時間不足のため年平均値は参考値。

(4) 一酸化炭素

(単位:ppm)

測定所	令和3年度	4年度	5年度	6年度													
				平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
中部測定所	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

(5) 光化学オキシダント

昼間測定値(午前6時から午後8時まで)である。

(単位:ppm)

測定所	令和3年度	4年度	5年度	6年度												
				平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中部測定所	0.031	0.033	0.032	0.035	0.043	0.044	0.044	0.026	0.034	0.031	0.034	0.028	0.027	0.030	0.034	0.041

(6) 炭化水素

(単位:ppmC)

測定所	令和3年度	4年度	5年度	6年度												
				平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全炭化水素																
中部測定所	2.11	2.11	2.13	2.11	2.13	2.09	2.09	1.99	2.03	2.05	2.11	2.14	2.19	2.20	2.16	2.18
非メタン炭化水素																
中部測定所	0.13	0.11	0.12	0.11	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.11	0.11	0.12	0.12	0.10	0.12

(7) 二酸化硫黄

(単位:ppm)

測定所	令和3年度	4年度	5年度	6年度													
				平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北部測定所	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	-	-	0.001	0.001	0.001
中部測定所	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001
南部測定所	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

北部測定所について、11月から12月まで工事のため欠測。

資料 経済環境局環境部環境保全課環境監視センター

14-31. 環境基準適合状況

(1) 二酸化窒素

測定所	年度 平均値	測定日数	測定時間	環境基準							
				0.020 ppm 以下		0.021 ~ 0.039 ppm		0.040 ~ 0.060 ppm		0.061 ppm 以上	
				日数	割合	日数	割合	日数	割合	日数	割合
	ppm	日	時間	%		%		%		%	
		令	和	4		年		度			
北部測定所	0.017	361	8,595	267	74.0	83	23.0	10	2.8	1	0.3
中部測定所	0.013	363	8,633	315	86.8	47	12.9	1	0.3	-	-
南部測定所	0.017	361	8,606	260	72.0	89	24.7	11	3.0	1	0.3
		令	和	5		年		度			
北部測定所	0.009	362	8,618	343	94.8	19	5.2	-	-	-	-
中部測定所	0.012	363	8,648	322	88.7	41	11.3	-	-	-	-
南部測定所	0.017	280	6,706	204	72.9	68	24.3	8	2.9	-	-
		令	和	6		年		度			
北部測定所	0.008	273	6,521	267	97.8	6	2.2	-	-	-	-
中部測定所	0.009	128	3,075	126	98.4	2	1.6	-	-	-	-
南部測定所	0.012	363	8,621	328	90.4	35	9.6	-	-	-	-

北部測定所について、11月から12月まで工事のため欠測。

中部測定所について、9月から3月まで機器故障のため測定不能。有効測定時間不足のため年平均値は参考値。(令和6年度)

(2) 浮遊粒子状物質

測定所	年度平均値	測定日数	測定時間	環境基準 (1)		
				適日数 (2)	適合率 (3)	
	mg/立方メートル	日	時間	日	%	
		令	和	4	年	度
北部測定所	0.013	361	8,674	361		100.0
中部測定所	0.013	363	8,697	363		100.0
南部測定所	0.014	362	8,706	362		100.0
		令	和	5	年	度
北部測定所	0.015	357	8,610	357		100.0
中部測定所	0.013	364	8,713	364		100.0
南部測定所	0.015	364	8,733	364		100.0
		令	和	6	年	度
北部測定所	0.015	273	6,579	272		99.6
中部測定所	0.014	363	8,698	363		100.0
南部測定所	0.015	363	8,710	362		99.7

北部測定所について、11月から12月まで工事のため欠測。

(1) 長期的評価(日平均値の2%除外値が0.1mg/立方メートル以下、ただし、年間を通じて日平均値が0.1mg/立方メートルを越える日が2日以上連続しないこと)

(2) 適日数 = 測定日数 - 長期的評価による日平均値が0.1mg/立方メートルを越えた日数。

(3) 適合率(%) = 適日数/測定日数 × 100

資料 経済環境局環境部環境保全課環境監視センター

(3) 二酸化硫黄

測定所	年度平均値	測定日数	測定時間	環境基準 (1)	
				適日数 (2)	適合率 (3)
	ppm	日	時間	日	%
		令和	4 年度		
北部測定所	0.001	361	8,616	361	100.0
中部測定所	0.001	363	8,646	363	100.0
南部測定所	0.001	244	5,833	244	100.0
		令和	5 年度		
北部測定所	0.001	309	7,362	309	100.0
中部測定所	0.001	364	8,662	364	100.0
南部測定所	0.001	361	8,610	361	100.0
		令和	6 年度		
北部測定所	0.001	273	6,516	273	100.0
中部測定所	0.000	363	8,651	363	100.0
南部測定所	0.001	363	8,640	363	100.0

※南部測定所について、機器故障(10月から12月)で有効測定時間不足のため年平均値は参考値(令和4年度)

北部測定所について、11月から12月まで工事のため欠測。(令和6年度)

(1) 長期的評価(日平均値の2%除外値が0.04ppm以下、ただし、年間を通じて日平均値が0.04ppmを越える日が2日以上連続しないこと)

(2) 適日数 = 測定日数 - 長期的評価による日平均値が0.04ppmを越えた日数 (3) 適合率(%) = 適日数 / 測定日数 × 100

(4) 一酸化炭素

測定所	年度平均値	測定日数	測定時間	環境基準 (1)	
				適日数 (2)	適合率 (3)
	ppm	日	時間	日	%
		令和	4 年度		
中部測定所	0.2	363	8,649	363	100.0
		令和	5 年度		
中部測定所	0.2	364	8,667	364	100.0
		令和	6 年度		
中部測定所	0.2	355	8,455	355	100.0

(1) 長期的評価(日平均値の2%除外値が10ppm以下、ただし、年間を通じて日平均値が10ppmを越える日が2日以上連続しないこと)

(2) 適日数 = 測定日数 - 長期的評価による日平均値が10ppmを越えた日数 (3) 適合率(%) = 適日数 / 測定日数 × 100

(5) 昼間光化学オキシダント(1)

測定所	期間平均値 (2)	測定日数	測定時間	環境基準 (3)	
				適時間数 (4)	適合率 (5)
	ppm	日	時間	日	%
		令和	4 年度		
北部測定所	0.036	213	3,139	2,837	90.4
中部測定所	0.036	214	3,190	2,877	90.2
南部測定所	0.036	214	3,186	2,885	90.6
		令和	5 年度		
北部測定所	0.035	209	3,109	2,885	92.8
中部測定所	0.035	214	3,189	3,001	94.1
南部測定所	0.034	208	3,085	2,893	93.8
		令和	6 年度		
北部測定所	0.038	192	2,843	2,563	90.2
中部測定所	0.037	214	3,187	2,946	92.4
南部測定所	0.036	214	3,151	2,913	92.4

北部測定所について、11月から12月まで工事のため欠測。(令和6年度)

(1) 昼間とは午前5時から午後8時までをいう。

(2) 尼崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱に定める監視期間(4月から10月まで)の昼間に測定した平均値。

(3) 1時間値が0.06ppm以下であること。 (4) 適時間数 = 測定時間 - 1時間値が0.06ppmを越えた時間数。

(5) 適合率(%) = 適時間数 / 測定時間 × 100

資料 経済環境局環境部環境保全課環境監視センター

14-32. 水質汚濁状況

「<」は定量下限値未満を示す。

採水点	水素イオン濃度 (pH) (1)						生物化学的酸素要求量 (BOD) (2) (mg/l)					
	令和3年度 平均	4年度 平均	5年度 平均	6年度			令和3年度 平均	4年度 平均	5年度 平均	6年度		
				平均	最高	最低				平均	最高	最低
神崎川水系												
左門橋	7.3	7.1	7.3	7.3	7.5	7.0	2.7	1.4	2.2	1.9	4.1	0.6
藻川橋	7.4	7.2	7.4	7.5	7.8	7.2	2.0	1.1	1.0	1.3	2.7	<0.5
戸ノ内橋	7.3	7.3	7.2	7.3	7.6	7.0	2.4	1.4	1.4	2.6	11	0.6
武庫川水系												
南武橋	7.9	8.0	7.9	7.9	8.0	7.7	1.4	1.5	1.5	1.4	2.9	0.6
武庫大橋	8.0	8.2	8.0	8.1	8.7	7.8	1.2	1.0	1.0	1.1	2.2	<0.5
庄下川水系												
庄下川橋	7.8	7.9	7.9	8.0	8.5	7.7	2.1	1.5	1.3	1.4	2.2	0.6
波洲橋	8.0	8.1	7.9	8.1	8.6	7.7	2.2	1.4	1.2	1.3	2.5	0.6
尾浜大橋	7.8	7.9	7.9	7.9	8.2	7.7	1.2	1.0	0.9	1.1	2.2	<0.5
尾浜橋	8.0	8.1	7.9	8.0	8.3	7.8	1.8	1.5	1.1	1.5	2.6	0.8
蓬川水系												
南豊池橋	7.8	7.8	7.9	7.9	8.0	7.7	0.9	0.7	0.8	0.8	1.4	<0.5
琴浦橋	7.7	7.8	7.9	7.9	8.3	7.6	2.1	1.9	1.7	2.0	5.5	<0.5
大阪湾水域 (4)							化学的酸素要求量 (COD) (3) (mg/l)					
尼崎港沖	8.0	8.1	8.2	8.1	8.5	7.9	3.8	3.7	3.8	4.1	5.6	2.2
尼崎港中央	8.1	8.1	8.1	8.1	8.5	7.9	3.5	3.9	3.9	4.1	5.7	2.3
閘門	8.3	8.2	8.2	8.5	8.9	7.7	6.1	5.8	6.3	5.8	9.4	3.9

採水点	浮遊物質 (SS) (mg/l)						溶存酸素量 (DO) (5) (mg/l)					
	令和3年度 平均	4年度 平均	5年度 平均	6年度			令和3年度 平均	4年度 平均	5年度 平均	6年度		
				平均	最高	最低				平均	最高	最低
神崎川水系												
左門橋	4	15	5	6	11	3	6.9	7.2	7.5	7.0	9.0	5.5
藻川橋	3	5	3	4	9	2	7.1	7.6	8.1	8.0	10	4.9
戸ノ内橋	2	3	2	4	9	1	7.2	7.4	7.6	7.5	8.9	5.4
武庫川水系												
南武橋	4	11	6	6	9	3	8.6	8.3	9.1	9.0	11	6.0
武庫大橋	2	4	3	6	19	1	9.7	10	9.5	10	12	8.2
庄下川水系												
庄下川橋	5	5	5	6	9	3	8.9	9.6	9.3	9.1	12	6.9
波洲橋	5	4	6	5	6	2	9.5	9.9	9.8	9.7	12	7.8
尾浜大橋	3	3	3	3	5	1	9	9.1	9	9.2	11	6.5
尾浜橋	5	5	6	7	21	<1	9.3	9.7	9.3	9.3	11	7.6
蓬川水系												
南豊池橋	3	4	3	4	9	1	9.2	8.0	8.3	8.1	10	6.1
琴浦橋	4	5	4	3	6	1	8.6	7.9	9.1	8.1	12	6.4
大阪湾水域 (4)												
尼崎港沖	-	-	-	-	-	-	7.7	7.6	7.8	8.8	14	4.2
尼崎港中央	-	-	-	-	-	-	7.7	7.7	7.9	9.0	13	4.1
閘門	-	-	-	-	-	-	10	10	11	11	15	8.2

(1) 水素イオン濃度 (pH)とは、水溶液の酸性、アルカリ性の程度を表すもので、「7」を中性とし、「7」より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性という。

(2) 水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機性酸化物とガスに分解され、安定化されるときに必要な酸素量のことをいう。この数値が大きければ水中に有機物が多く含まれ、水質が汚濁していることになる。

(3) 水中の有機物などの汚染物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量のことをいう。

(4) 大阪湾水域のpH、COD及びDOは、尼崎港沖、尼崎港中央は表層と中層の平均、閘門は表層の数値である。

(5) 水中に溶存する酸素量をいう。汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多くなり溶存する酸素量が少なく、この数値が小さくなる。

資料 経済環境局環境部環境保全課環境監視センター